

# 青森県議会議員一般選挙 投票日は4月7日(日)

投票時間は午前7時～午後8時（※一部地域は、午前7時～午後7時）

任期満了に伴う青森県議会議員一般選挙は、4月7日(日)に投票が行なわれます。

むつ市選挙区（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村で構成される区域）の定数は3人となっています。

選挙は私たちの意見を政治に届ける大切な機会です。棄権しないで投票しましょう。

## 投票できる人

〈年齢要件〉

平成13年4月8日以前に生まれた人

〈住所要件〉

平成30年12月28日までにむつ市で住民票が作成された人（転入届をした人）で引き続き3ヶ月以上むつ市に居住している人

〈市内で転居した人〉

平成31年3月16日以降に市内で転居した人は、投票所入場券に記載されている転居前の投票所で投票することになります。

〈県内の市町村間の住所移転者〉

・平成30年12月29日以降に青森県内からむつ市に転入の届出をした人

むつ市に3ヶ月以上居住していないため、むつ市では投票できません。転入前の市町村で選挙人名簿に登録されていればそちらで投票できます。転入前の市町村選挙管理委員会にご確認ください。

投票できる場合は、次のいずれかの方法となります。

①前の住所地の期日前投票所で期日前投票をする。

②投票日に前の住所地の投票所で投票をする。

③前の住所地の選挙管理委員会に不在者投票の請求をして、むつ市の選挙管理委員会で不在者投票をする。

・平成30年12月29日以降にむつ市から青森県内の市町村に転出した人

むつ市の選挙人名簿に登録されている人は、むつ市で投票できます。

※投票の際は、『引き続き県内に住所を有する旨の証明書（以下、証明書）』を持参するか、証明書を持参しない場合は、投票所において『引き続き県内に住所を有しているか確認を受ける』ことが必要です。証明書を持参すると投票をスムーズに行うことができますが、証明書が無い場合は、確認のため多少お時間をいただきますのでご協力をお願いいたします。

証明書は、各市町村市民課で発行（無料）しております。

## 投票できない人

○公民権停止者

○投票日（期日前投票日）までに、青森県外へ転出した人

## 投票所入場券

- ・入場券は、告示日（3月29日）以降の発送となります。
- ・入場券は、世帯単位で発送します。宛名は世帯主名ですが、ハガキを開くと中に2名まで記載されています。当日の投票及び期日前投票の際には本人分を切り離して持参してください。
- ・入場券をなくしたり、忘れても投票できますので、係員に申し出てください。

## 期日前投票

投票日に所用のため投票所へ行けない見込みの人は、期日前投票を行うことができます。（むつ市の選挙人名簿に登録されている方は、住所地に関係なく、次のいずれの場所でも投票可能です。）

〈場所〉市選挙管理委員会会議室、川内庁舎談話室、大畑庁舎1階ロビー、  
脇野沢地域交流センター会議室

〈期間〉3月30日（土）～4月6日（土）

〈時間〉午前8時30分～午後8時00分

〈場所〉マエダ本店1階休憩コーナー

〈期間〉3月31日（日）～4月6日（土）

〈時間〉午前10時00分～午後7時00分

投票所入場券には、『期日前投票宣誓書兼請求書』があわせて印刷されていますので、あらかじめ必要事項を記入して、期日前投票所に持参していただければ、受付手続を簡略化できます。

## 不在者投票

〈入院中や遠隔地に滞在している場合〉

病院や老人ホーム等で指定された施設に入院・入所している人は、その施設で投票できます。詳しくは各施設にお問い合わせください。

出稼ぎや出張等でむつ市外に長期に滞在する場合は、滞在する市町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。不在者投票を希望する人は、市選挙管理委員会または各庁舎管理課で請求手続をしてください。請求は告示日（3月29日）前でも可能ですので、お早めの手続きをお願いします。

郵送や代理人による請求も可能となっています。

〈郵便による不在者投票（在宅投票）〉

郵便投票証明書をお持ちの方の不在者投票用紙等の請求は、投票日の4日前（4月3日）までとなっています。

本人が署名した郵便等投票請求書に郵便投票証明書を添えて選挙管理委員会へ請求してください。

## 選挙公報

候補者の経歴や政見等を掲載した『選挙公報』は、4月2日頃から各世帯へ直接配布する予定です。

何らかの事情で届かなかった方は、市役所、川内・大畑・脇野沢庁舎、その他市の公共施設に備えておりますのでご利用ください。

## 開票

〈時間〉4月7日（日） 午後9時～

〈場所〉むつ市役所本庁舎 開放エリア

入場受付：午後8時～（先着100名まで）

【この選挙について詳しくは】

むつ市選挙管理委員会 Tel 2 2 - 1 1 1 1 内線 3 3 1 2 ・ 3 3 1 3

【各投票所についてのお問い合わせは】

川内地区 : 川内庁舎管理課 4 2 - 2 1 1 1

大畑地区 : 大畑庁舎管理課 3 4 - 2 1 1 1

脇野沢地区 : 脇野沢庁舎管理課 4 4 - 2 1 1 1

各投票所と投票区域は、次のページのとおりです。